



重点施策  
11

## 小中高連携教育の充実

学校教育課



### ～施策の方針～

- 小学校、中学校及び高等学校を円滑に接続し、継続的に指導するため、小中高連携教育の推進に努めるとともに、ニーズに応じた進学支援に努めます。

### 現状と課題

#### ●高等学校等への進学状況

本市の高等学校等への進学率は、平成31年度は99%を超えており、ほとんどの生徒が進学を希望しています。しかし、本市における高等学校数は公立高校で普通科高校が2校（うち1校は連携型中高一貫教育）、専門高校が1校、他に私立高校が1校（普通科、専門科）の4校しかなく、高校選択の幅は限られている現状です。また、通学距離や希望学科等の関係から、市外の高校に進学する生徒も少なくありません。

#### ●小中高連携教育の推進

生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため、小学校、中学校及び高等学校が連携し、継続的な指導を行うことが求められています。小中高一貫教育の研究成果を踏まえ、今後、大分県教育委員会と連携しながら小中高の接続を円滑にする取組を拡充していく必要があります。

#### ●高等学校教育との連携

進学者の市外への流出を防ぐため、進学者の多様なニーズに対応した特色ある教育課程を編成するために中学校との連携を深め、中学生や保護者の進学に関する意識を把握することが求められています。

### 重点取組

#### 小中高連携教育の充実

- ・個性と創造力を育む小中高連携教育による多様性のある教育の推進
- ・情報交換や互見授業、交流活動の実施により小中学校の円滑な接続
- ・中学校と地元高等学校の具体的な取組を通した連携強化

### 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成30年度	令和6年度
<b>小中高連携教育の充実</b>			
中高連携ジョイント授業	連携授業の実施	2高校	4高校
小中高連携教育の推進	連携教育の実施	実施	継続
中高連携会議の開催	実務者会議の実施	2回	3回

重点施策  
12

## 奨学制度による支援



教育総務課

## ～施策の方針～

- 勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対して、人材の育成と教育の振興に寄与することを目的として奨学制度による支援をします。

## 現状と課題

## ● 奨学制度

宇佐市の奨学制度には、宇佐市奨学資金と藤・稻尾奨学資金\*1とあり、高等学校等に在学する生徒が、学業及び人物が優秀でかつ、経済的理由により修学困難な場合において資金を贈与し、有用な人材を育成することを目的としています。

奨学生選考委員会において、宇佐市奨学資金補助金については、毎年15名、藤・稻尾奨学資金補助金については、毎年5名を選考しています。

## 重点取組

## 教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

- ・宇佐市奨学資金
- ・藤・稻尾奨学資金

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援			
宇佐市奨学資金	宇佐市奨学資金 毎年 15 名選考 奨学資金額：月額 5000 円 卒業するまで	実施	継続
藤・稻尾奨学資金	藤・稻尾奨学資金 毎年 5 名選考 奨学資金額：月額 5000 円 卒業するまで	実施	継続

\* 1 旧安心院町において昭和58年度に藤美千代氏の寄付でスタートした藤奖学金と平成7年度に稻尾民介氏の寄付を併せて藤・稻尾奨学資金として平成8年度にスタートした。



重点施策  
13

## 生涯学習施設・設備の充実



社会教育課

### ～施策の方針～

- 市民が生涯学習活動を行うための生涯学習施設の適正な維持管理及び施設・設備の整備や機会の充実等により、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現に努めます。

### 現状と課題

#### ●施設・設備の充実

近年、人工知能（AI）、ビッグデータなど先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが大きく変わり、「超スマート社会」となっていくものと日本全体でいわれています。

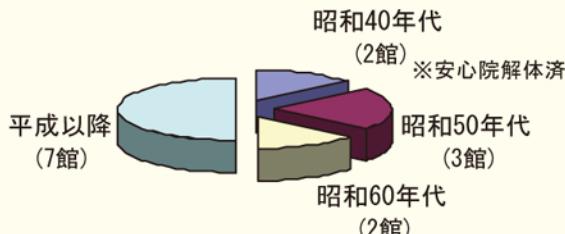
このような社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっており、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが求められています。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる生涯学習施設の適正な維持・管理、整備・充実が必要となります。

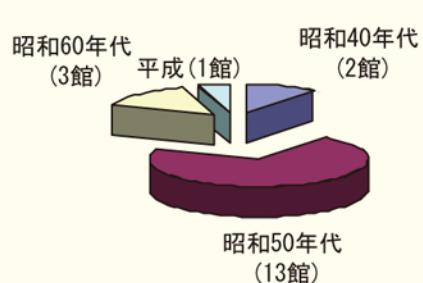
公民館や社会教育集会所等の施設においては、宇佐市公民館整備計画等検討委員会設置要綱などにより、耐震について課題のある公民館をはじめ、老朽化が著しい施設・設備の整備および適正な体制や配置について調査、研究、協議を行い計画的に取り組むことが求められています。

#### ■施設の年代別建設状況

公立公民館14館



社会教育集会所19カ所



\* 院内中央公民館は院内支所内に設置



## 重点取組

### 生涯学習施設・設備の充実

- ・施設の現状調査を行い、その対応についての研究及び各種委員会等で協議実施
- ・老朽化による施設・設備の改修及び整備計画の策定とその実施
- ・各施設の適正な組織体制の見直しと整備

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>生涯学習施設・設備の充実</b>			
公民館等施設の整備	検討委員会開催、整備計画の策定、整備	調査、検討	整備
社会教育集会所の整備	現状調査、計画	現状調査	整備計画実施



重点施策  
14

## 生涯学習活動機会の拡充



社会教育課  
図書館

### ～施策の方針～

- 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現に努めます。
- 各種教室、講座において学習事業の提供のため、関係組織の充実、社会教育関係職員の体制強化及び研修機会の充実を図るとともに、各種会議の活性化に努めます。

### 現状と課題

#### ●社会教育推進体制の充実

近年の社会・経済の変化に対応するため、市民の学習需要を的確に把握し、学習者の技能や経験の向上を図ることなどが求められています。また、「人生100年時代」や、「一億総活躍社会」が叫ばれる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、公民館、社会教育集会所などを学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点として、社会教育関係団体<sup>\*1</sup>との連携、各種学習事業の提供など一層の支援が必要となっています。

また、体育館など学校施設の地域への利用開放や、学校施設を活用した一体型の放課後児童クラブ及び小学生チャレンジ教室の推進をめざします。

本市においては高齢者や女性を主体とした学級が中心に開催されており、青壮年層に対する学習機会の提供が充分できていない状況があることから、高齢者と青壮年層がともに学ぶための取組が必要となっています。

また、図書館においては、急速な情報化の進展の中で住民の学習支援として、情報の発信や提供とともに調査相談の機能の充実が求められています。

#### ●活動機会の拡充

社会教育委員会議や公民館運営審議会など各種会議の活性化を図り、公民館組織の充実や社会教育関係職員の体制強化、充実を推進することにより、各種教室、講座において、より充実した学習事業の提供が求められています。

また、教室や講座等で学習した成果を、公民館等において活かすことができる場の設定を図るなど、自己実現に向けた取組や地域活動を展開する機会の充実が必要となります。

\* 1 学習、文化、スポーツ、ボランティアなど社会教育に関する活動を行うことを主な目的とする団体をいう。地域婦人団体連合会、PTA、青少年健全育成協議会などがある。



## 重点取組

### (1) 社会教育推進体制の充実

- ・社会教育委員会議、公民館運営審議会等の活性化
- ・社会教育関係職員（社会教育主事<sup>\*2</sup>、公民館長、社会教育指導員<sup>\*3</sup>等）の体制強化、研修の充実
- ・公民館・地区公民館・分館・関係職員等の組織やあり方の見直しと検討
- ・図書館での調査相談の機能充実
- ・多世代が交流できる取組の継続や提供

### (2) 活動機会の拡充

- ・地域の特色を活かした学級・講座・教室等の開設、充実
- ・学習成果を活かす機会の充実



生涯学習作品展

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>(1) 社会教育推進体制の充実</b>			
社会教育推進体制の充実	社会教育委員会議 公民館運営審議会	年間3回実施 年間2回実施	継続 継続
社会教育関係職員の体制強化、研修の充実	社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化)	各地域 15 回	各地域 20 回
多世代が交流できる取組の提供や継続	高齢者や壮青年層および子どもたちでの活動（ふれあい運動会、文化祭など）	一部実施	実施
<b>(2) 活動機会の拡充</b>			
学習者の活動機会の充実	生涯学習作品展・学習会等の開催	4回	5回
	地域活動実践者の交流	実施	継続

\* 2 社会教育法に規定され、「社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える」専門的な職員のことをいう。

\* 3 条例に定められている非常勤特別職員で、社会教育の特定分野（成人教育、女性教育、青少年教育、高齢者教育など）についての直接指導や学習相談に応じる職務。



重点施策  
15

## 図書館サービスの充実



図書館

### ～施策の方針～

- 図書館資料の収集・整理の充実に努めます。
- 図書館資料と施設機能の有効活用に努めます。
- ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進に努めます。

### 現状と課題

#### ●図書館資料の収集・整理の充実

利用者の多彩なニーズに応えるため、一般資料・児童資料・郷土資料・参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料などの、より一層の資料収集や、利用を促進するための整理・保存、インターネット等を活用した幅広い情報の集積やレファレンスサービス\*1 の提供に努めています。また、関係職員のスキルアップを図るため、県立図書館主催の研修会への積極的な参加、図書館司書と学校司書との合同研修会の開催など、職員研修機会の充実に努めています。

#### ●図書館資料と施設機能の有効活用

所蔵している資料と図書館の施設・設備を活用してのギャラリー展示や講座・講演会・研修会の開催、書籍の刊行など、美術館・資料館的な複合型社会教育施設としての図書館運営が求められており、書籍以外の貴重な郷土資料についても収集と保存に努めます。また、近年は飲食スペース（カフェコーナー）、学習席（12席）の新設や、Wi-Fiアクセスポイントの設置、図書館ホームページ・メールサービスのリニューアル、本館空調・照明設備の大規模改修等、様々な施設・環境の整備を行つてきたところですが、今後も利用者のニーズや時代の変化に対応した施設・環境の整備が必要となります。



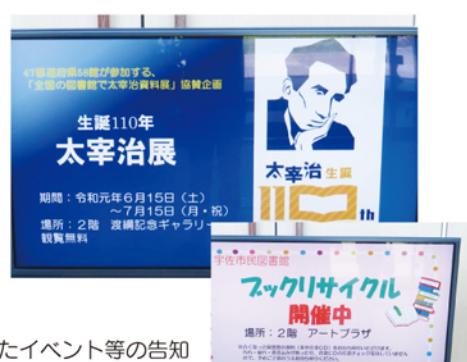
Wi-Fiも使用できる飲食スペース「としょかんカフェ」



図書館2階に新設した学習席（12席）

#### ●ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

大分県立図書館をはじめ公共図書館等と連携した相互貸借\*2 や、分館、自動車図書館活動の充実に努めています。また、市報、図書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ（電子看板）等、さまざまなメディアを活用した情報発信を行つてきたところですが、より広範囲に対する効果的な情報発信が求められています。



図書館エントランスホールでのデジタルサイネージ（電子看板）を利用したイベント等の告知

\* 1 利用者の求めに応じて、図書館職員が資料の検索方法を案内したり、必要な資料を提供するサービス。

\* 2 自館にない資料を他館から取り寄せて、利用者に提供するサービス。



## 重点取組

### (1) 図書館資料の収集・整理の充実

- ・子育て支援資料、ビジネス支援資料、医療・健康情報資料など、地域住民のニーズに合った資料収集
- ・宇佐に関する様々な情報要求にも応えられる関連資料の収集と保存
- ・ホームページを活用した所蔵資料の整理と紹介
- ・インターネットやデータベースなどを活用したレファレンスサービスの充実

### (2) 図書館資料と施設機能の有効活用

- ・図書館開架スペース、エントランス、視聴覚ホール、渡綱記念ギャラリー、研修室、工作室等を活用した展示会、講演会、研修会、上映会の開催促進と施設の整備
- ・図書館見学や一日図書館員などを通じた子どもたちへの図書館利用啓発
- ・郷土資料を駆使した書籍の刊行や関連行事の開催
- ・リニューアルしたホームページやメールサービスを活用した、リクエストや予約手続き、貸出期間延長手続き等の簡素化、効率化
- ・業務のＩＣ化を図り、自動貸出機等の導入によるセルフ化の推進
- ・開館時間延長の試行（5～10月の毎週金曜日の開館時間を19時までとする）  
(通常18時まで)

### (3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

- ・大分県立図書館、公共図書館、専門機関との連携の強化
- ・図書館協議会での意見交換と情報収集
- ・分館、自動車図書館、ボランティアとの連携による市内全域サービスの推進
- ・市報、図書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ等の活用による、より広範囲に対する効果的な情報発信

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>(1) 図書館資料の収集・整理の充実</b>			
市民一人あたりの貸出し冊数 (貸出密度)	市内貸出冊数／奉仕人口	4.3 冊	5.3 冊
市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数／奉仕人口	5.9 冊	5.9 冊
<b>(2) 図書館資料と施設機能の有効活用</b>			
上映会（視聴覚ホール）	毎週土・日の上映会の来場者	975 人	1,000 人
ギャラリー展示	企画展の来場者	5,158 人	6,000 人
<b>(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進</b>			
小学校を中心とした全域旅游サービス	自動車図書館ステーション 年間貸出冊数	23,456 冊	29,000 冊



重点施策  
16

## 読書活動の推進



図書館

### ～施策の方針～

- 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」\*1を実施します。
- 「うさ教育・家庭・読書の日」の普及活動に努めます。
- 読書環境づくりの拡充に努めます。
- 図書館事業・行事の充実に努めます。

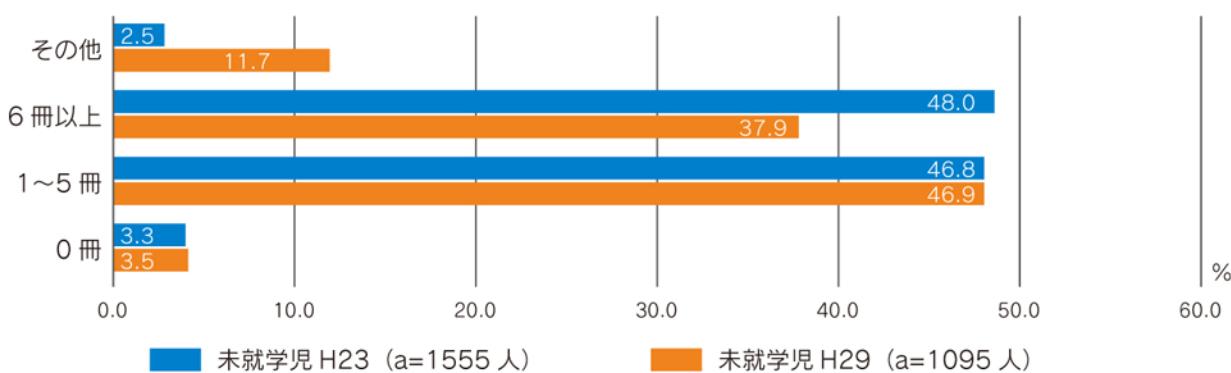
### 現状と課題

#### ●「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

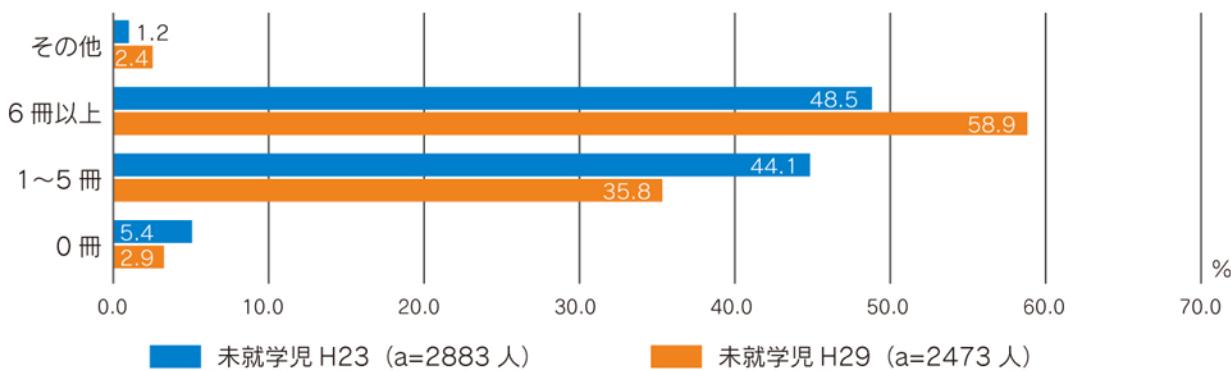
読書は、子どもの言葉・創造力・表現力を育み、豊かな心を身につける上で欠くことのできないものです。しかし、テレビやインターネット、ゲームなど情報化社会の進展により、読書離れ、活字離れが懸念されます。子どもたちが幼児期から本に親しむ環境づくり、読書の機会や意欲の創出など、年代や発達段階に応じた具体的な取組や、学校・家庭等との連携が課題です。

#### ■<不読率の変化>最近1か月間に何冊本を読みましたか？（単位：%）

##### 未就学児

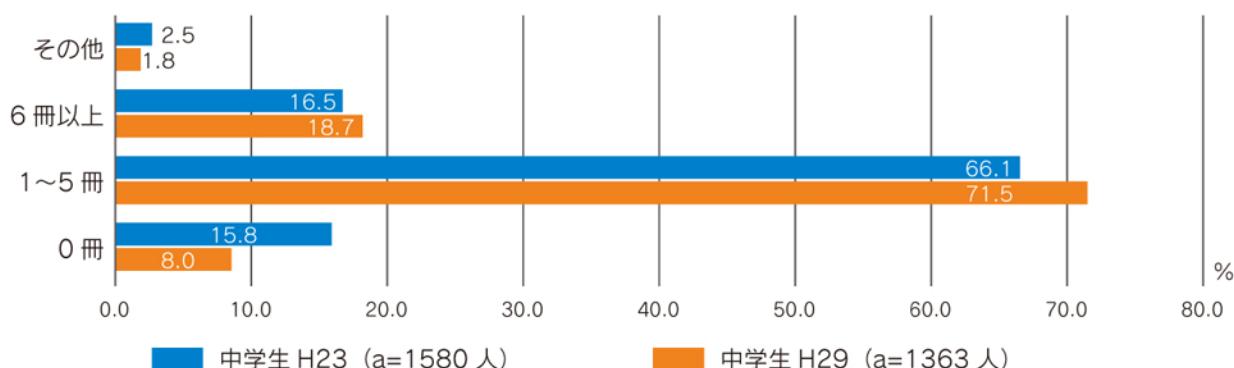


##### 小学生

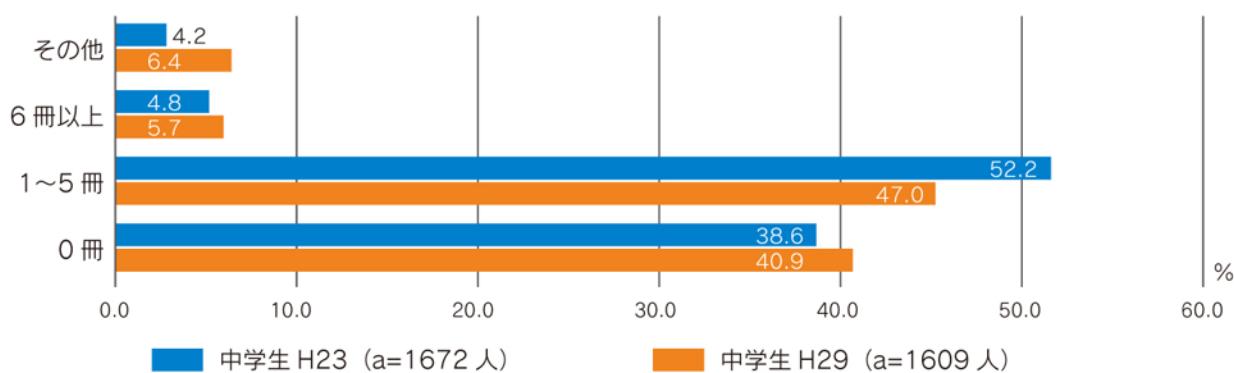




## 中学生



## 高校生



(aはアンケートの回答総数（100%の値）を表す。)

### ●「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

11月第3曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」の定着を図るため、「宇佐市読書感想文・感想画」コンクールの表彰式を実施しています。親子の絆を強め、人格形成や学業にも役立ち、人生を豊かにする読書の楽しさを普及していく必要があります。

### ●読書環境づくりの拡充

図書館に親しみを感じてもらうために、各種講座・教室などを開催したり、市内全域サービスを推進し、読みたい本を容易に提供できる体制づくりを進めています。利用者ニーズを反映した行事のテーマ設定や、より綿密な市内全域サービスの向上が課題となっています。

### ●図書館事業・行事の充実

読書月間、週間などを活かした取組や、妊娠期、健診時、入学時等に適した読書活動への取組を行っています。それらを恒常的に推進していく必要があります。

\* 1 平成23年9月に策定した「第二次宇佐市子ども読書活動推進計画」を受け、平成29年7月に宇佐市内の未就学児から高校生までの計6,540人、保育士、幼・小・中・高等学校の教職員の計680人への読書に関するアンケート調査をもとに読書活動の推進計画を策定した。



## 重点取組

### (1) 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

- ・子どもの読書意欲向上のための施策の実施
- ・学校、地域、行政、各種団体との連携活動の推進

### (2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

- ・11月の第3日曜日における読書推進の啓発
- ・読書感想文・感想画コンクールなどを通じた読書機会の創出

### (3) 読書環境づくりの拡充

- ・市内全域サービス・団体貸出<sup>\*2</sup>の促進
- ・小学一年生への利用案内、図書館見学、一日図書館員、各種講座・教室の開催
- ・ブックスタート<sup>\*3</sup>・よみきかせ・おはなし会・ブックトーク<sup>\*4</sup>の促進

### (4) 図書館事業・行事の充実

- ・読書月間、読書週間等における館内行事・展示等の実施
- ・ボランティア団体の育成と連携の強化
- ・横光利一俳句大会など、ゆかりの作家顕彰や創作活動を通じての読書のきっかけづくり
- ・宇佐学マンガシリーズの活用による、ふるさとの先人や歴史の紹介



図書館でのおはなし会



小学生チャレンジ教室でのブックトーク

\*2 クラス単位やグループ単位で本を貸し出すサービス（代表者の事前登録が必要）。

\*3 出生の祝いとして、市が赤ちゃんと保護者に絵本などを贈る活動のこと。

\*4 図書館職員が、テーマにそって複数の本を紹介すること。



## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進			
不読率*5 の解消	小・中・高等学校での読書活動の推進	小学生 2.9% 中学生 8.0% 高校生 40.9%	小学生 2.0% 中学生 8.0% 高校生 35.0%
(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進			
読書感想文 ・感想画コンクール	応募点数	感想文 2,506 点 感想画 2,004 点	感想文 2,600 点 感想画 2,100 点
(3) 読書環境づくりの拡充			
小学 1 年生への利用案内	図書館職員が学校へ出向き、説明する	宇佐市内 全小学校(24 校)	宇佐市内 全小学校
(4) 図書館事業・行事の充実			
横光利一俳句大会	応募点数	7,275 点	7,500 点
宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	205 冊	250 冊

\* 5 一ヶ月に一冊も本を読まなかった人の割合。市内の小・中・高等学校を対象にアンケートを行い算出した。



重点施策  
17

## 青少年育成関係組織・体制の充実

社会教育課

### ～施策の方針～

- 青少年健全育成に関わる各種関係団体の支援や指導者の育成等による健全育成組織・体制の充実に努めます。

### 現状と課題

#### ●関係組織・体制の充実

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていく時期です。

現在、家庭環境の変化や地域の連帯感の欠如、人間関係の希薄化など青少年を取り巻く環境の悪化により、いじめによる自殺や子どもへの虐待など青少年が関わる事件が発生している状況が見受けられます。

そのような中、今後は地域や家庭における青少年の育成活動を行う青少年健全育成市民会議や各地区の青少年健全育成協議会、PTA連合会、子ども会育成連絡協議会<sup>\*1</sup>などの関係団体の支援や指導者の育成を推進する必要があります。また、健全育成組織・体制の充実のため、各団体との連携を深める必要があります。



子ども会育成連絡協議会 作品展

\* 1 校区子ども会の連絡調整と指導者及び育成会の研究、並びに自主的で健康な子どもの育成に努めることを目的とした組織。



## 重点取組

### 関係組織・体制の充実

- ・青少年健全育成市民会議及び各地区協議会の育成支援
- ・各種関係団体（自治会、女性団体、P T Aその他各種団体）の指導者の育成支援と連携



青少年健全育成市民会議総会



子ども会育成連絡協議会 防災体験

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>関係組織・体制の充実</b>			
青少年育成組織・体制の充実	各地区健全育成協議会と民間関係団体との連携 (見回りなどの協働取組)	実施	継続



重点施策  
18

## 健全な社会環境づくり



社会教育課

### ～施策の方針～

- 青少年健全育成に係る関係各機関の連携により健全な社会環境づくりを推進します。
- 学校、家庭、地域が一体となった啓発活動等による健全な社会環境づくりに努めます。

### 現状と課題

#### ●学校、家庭、地域の協働による健全な社会環境づくり

青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしています。性的感情を刺激し、粗暴性、残虐または犯罪の誘発を助長するおそれのある出版物、ビデオ、ゲームソフトや深夜営業の店舗などは、しばしば非行や問題行動の誘因ともなっています。

また、近年、青少年の間にも薬物の乱用が広まっています。青少年による薬物事犯は、薬物に対する正しい知識が不十分で、薬物乱用が身体的・精神的にもたらすおそろしい影響を知らないことによるものが多いことから、学校や地域等における広報、啓発活動を積極的に行うことが重要になっています。

なお、近年のインターネットの普及などに伴う様々な情報の氾濫などにより、青少年を取り巻く社会環境は急速に悪化し、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、時には加害者となり、事件を起こしてしまう場合も見られます。

このような中、平成31年2月に県の「青少年の健全な育成に関する条例」の一部改正がなされ、青少年が拒んでいるにもかかわらず当該青少年の児童ポルノ等を要求したり、威迫する・欺く・困惑させる方法や対償を供与したりする方法で児童ポルノを要求することが禁止されました。

本市においても、PTA活動や中学校区別に組織されている健全育成協議会で、児童生徒の情報交換や街頭でのあいさつ運動、交通指導等の活動が行われています。また、商業施設等へ子どもに悪影響を及ぼす商品を陳列しないよう要請活動を行っています。今後も学校、家庭、地域や企業等関係機関が一体となって青少年を取り巻く有害環境について、大人一人ひとりが認識し、青少年を守るという観点からよりよい健全な社会環境づくりを目指していくことが必要です。



## 重点取組

### 有害環境浄化活動の推進

- ・関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進
- ・学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>有害環境浄化活動の推進</b>			
関連店舗等に取組の周知、協力の促進	深夜営業の店舗等関連業界・店舗等に文書等による取組の周知、協力の促進	実施	継続
学校、家庭、地域及び関係各機関との連携強化	地域、警察署等関係機関等との連携取組（補導活動、帰宅勧奨、連絡会議等）	実施	継続

重点施策  
19

## 地域「協育力」向上支援の充実



社会教育課

## ～施策の方針～

- 学校、家庭、地域が一体となり、児童生徒と地域住民との交流活動等による“地域「協育力」\*1の向上”の推進に努めます。

## 現状と課題

## ●学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

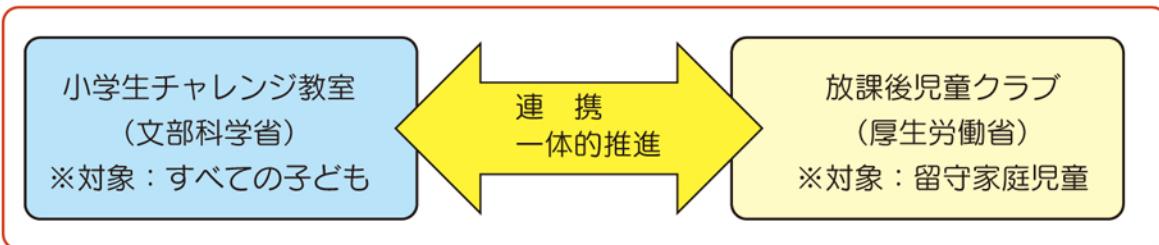
近年、社会がますます複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域が連携協力し、社会全体で教育に取り組むことが一層重要となっています。

そのような中、地域住民がボランティアとして、授業や部活動、学校行事の支援、登下校の見守りなど、学校の様々な教育活動を支援する仕組みである「地域学校協働活動推進事業」\*2について、コミュニティ・スクールとの連携等の更なる充実が求められています。

現在、保護者や地域住民の協力を得て、放課後や週末などに子どもたちに学習や様々な体験・交流活動などの機会を提供する「小学生チャレンジ教室」\*3を現在8ヶ所で実施しています。その「小学生チャレンジ教室」と、厚生労働省が留守家庭児童を対象として実施している「放課後児童クラブ」が連携した総合的な放課後対策「新・放課後子どもプラン」についての推進充実が必要となっています。

また、中学生の学習習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として、夏休みの一定期間、学習の場を提供し、地域のサポーターが学習の見守りをする「中学生学び応援教室事業」を、現在4ヶ所で実施しています。今後、開催箇所の拡大や充実を図る必要があります。

## 【 新・放課後子ども総合プラン 】



\* 1 「協働して育てる」という意味の造語。大分県では「学校、家庭、地域が連携して、それぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子どもを育てていくこと」と位置づけている。

\* 2 地域学校協働活動推進事業とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動。

\* 3 従来の体験型の「放課後子ども教室」と補充学習の「学びの教室」を一本化したもの。平成30年度は8ヶ所で実施している。



## 重点取組

学校・家庭・地域の連携による教育支援の充実

- ・地域住民へ学校支援活動の周知及びボランティア登録の推進
- ・取組内容の充実、プログラムの開発
- ・「協育」ネットワーク会議の充実
- ・「小学生チャレンジ教室」の取組推進
- ・「放課後児童クラブ」との連携
- ・「中学生学び応援教室」の拡充



小学生チャレンジ教室

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実			
地域「協育力」向上支援の (放課後プラン) 推進	小学生チャレンジ教室	8 カ所実施	10 カ所実施
	中学生学び応援教室	3 カ所実施	7 カ所実施
ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	494 人登録	520 人登録
	地域サポーター (小学生チャレンジ教室)	91 人登録	100 人登録
「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	継続



重点施策  
20

## 家庭教育支援の充実



社会教育課

### ～施策の方針～

- 地域において、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育を支援する組織の充実を進めます。
- 人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場である「家庭」を見つめるために「家庭の日」\*1の普及・啓発を図ります。

### 現状と課題

#### ●家庭教育支援の必要性

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たします。

しかしながら、近年の核家族化や少子化などによる、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域でのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

そのような中、児童虐待防止に向けた体制の整備として、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする児童虐待防止法と、児童福祉法の改正がなされました。また、児童虐待相談の増加やひとり親家庭の増加、子育て家庭の孤立化など、家庭が抱える課題は多様化してきており、親が子どもに家庭でどのように接して取り組んでいくかという指針を示す冊子を作成し、新一年生保護者へ配布しています。引き続き、きめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが求められています。

#### ●「家庭の日」の普及・啓発

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。そこで、家族みんなが話し合う機会ができるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、「家庭の日」の普及・啓発が必要となっています。

\* 1 大分県では家庭の果たす役割についての理解を深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。



## 重点取組

### (1) 家庭教育支援の充実

- ・家庭教育支援チームの活動推進・支援
- ・各種団体、関係部局との連携体制の充実
- ・家庭での取組支援
- ・親の学び「子育てコーチング読本」の配布・啓発

### (2) 「家庭の日」の普及・啓発

- ・「家庭の日」の取組を図るため普及・啓発



親の学び「子育てコーチング読本」



子育て講演会

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>(1) 家庭教育支援の充実</b>			
関係部局との連携	連携会議の実施	実施	継続
家庭での取組支援	指針冊子の増刷、配布、啓発 (新小 1 家庭)	実施	継続
<b>(2) 「家庭の日」の普及・啓発</b>			
「家庭の日」の周知・啓発	会議等における周知・啓発	実施	継続